平成２２年（フ）第３０８号
福岡県久留米市長門石３丁目13番39号
債務者　楠　　昌弘
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１３号
福岡県久留米市東櫛原町711番地１　コアマンションフェスティオ久留米802号
債務者　藤吉　成康
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４０１号
鹿児島県鹿児島市吉野町7334番地15
債務者　脇田起世子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
福島県いわき市平赤井字不動堂181番地
債務者　佐藤眞里子（旧姓猪狩）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６０号
茨城県龍ケ崎市大徳町286番地２　コーポ小川103号室
債務者　高橋　真一
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地１　５棟302号室
債務者　相内　秀天
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
茨城県取手市椚木999番地９
債務者　星　　和也
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
茨城県守谷市大柏1005番地の132
債務者　福住　**英**男
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
茨城県取手市片町253番地　サンハイツ藤代305
債務者　平田　政義
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
千葉県鴨川市江見東真門620番地１　鴨川リゾートハウスＡ棟１号
債務者　新井　純子（旧姓仲丸・舟川）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第５５２号
熊本県上益城郡御船町大字小坂11番地
債務者　山内　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５５３号
熊本県上益城郡御船町大字小坂11番地
債務者　山内　順子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８８号
宮崎県日向市亀崎東２丁目60番地
債務者　山本　一義
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８９号
宮崎県日向市亀崎東２丁目60番地
債務者　山本　千鶴
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１９７号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井983番地11
債務者　飯干　幸浩
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１９８号
宮崎県延岡市山下町２丁目3999番地３
債務者　藤本　節子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０１号
宮崎県日向市大字平岩948番地１
債務者　上野智恵子（旧姓児玉・石田）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部